

難聴児(軽度・中等度)の 補聴器購入費等を助成します

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児に対して、言語の習得、教育等における健全な発達を支援するため、補聴器の購入・修理に要する費用の一部を助成します。

助成対象者	次の要件をすべて満たす者 ① 市内在住の18歳未満の者 ② いずれかの耳 又は両耳の聴力レベルが30デシベル以上で、身体障害者手帳の交付対象とならない者 ③ 補聴器の装用により、言語の習得等に一定の効果が期待できると身体障害者福祉法第15条第1項に規定する指定医師(耳鼻咽喉科)から判断されていること
助成対象額	補聴器の購入 又は修理に要する費用の3分の2を助成します。 ただし、市民税非課税世帯及び生活保護世帯は自己負担はありません。 ※ 購入費等には、基準額があります。基準額超過分は自己負担となります。 ※ 予算に限りがあります。
申請手続き	事前申請のため、購入・修理後の助成は受けられません。 あらかじめ 障がい長寿課 にご相談ください。
申請期間	随時受付

(お問い合わせ先)
豊見城市役所 障がい長寿課
TEL:(098)850-5320

